

【確認書類（1 / 3）】

確認事項	確認書類 (全て写しで可)	留意事項
1 完成工事高	<ul style="list-style-type: none"> 消費税確定申告書及び附属書類（付表2） 納税証明書（その1） 工事経歴書（規則様式第2号）に記載した工事に係る工事請負契約書又は注文書・請書 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税及び地方消費税に係るもの 建設工事の種類毎に元請・下請の区別なく請負代金の額が高いものから3件分を提出（記載件数が3件未満の場合は全て） 当初契約のほかに請負代金又は工期に係る変更契約が締結されている場合は、当該変更契約に係る契約書等も提出 共同企業体で受注した工事については共同企業体協定書も提出 建設工事の種類毎に工事経歴書記載順に並べて提出
2 自己資本額[項番17] 利益額[項番18]	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 法人：規則様式第15号 個人：規則様式第18号 損益計算書 法人：規則様式第16号 個人：規則様式第19号 法人税申告書別表 (別表16(一)(二)及び(四)(六)(七)(八)) 	<ul style="list-style-type: none"> 単独決算により作成したものを提出 単独決算により作成したものを提出 法人のみ提出
3 技術職員名簿[別紙二]に計上している者との恒常的雇用関係 (技術職員名簿の新規掲載者欄に「○」を付さない技術職員) ※恒常的雇用関係とは、審査基準日以前に6ヶ月を超える雇用関係があり、かつ雇用期間を限定することなく常時雇用されていること	<ul style="list-style-type: none"> 該当する下記資料 ※申請事業所において健康保険又は厚生年金保険に加入している場合 <ul style="list-style-type: none"> 健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書 同通知書は、下記リンクを参照しマスキングすること。 → リンク先 ※上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 住民税特別徴収税額を通知する書面 	<ul style="list-style-type: none"> 標準報酬決定通知書記載の氏名の右側余白に技術職員名簿の通番を記入すること 【記入例】 技術職員名簿3頁の通番17の技術職員に該当する場合 →標準報酬決定通知書の技術職員の被保険者氏名の右側余白に通番を記入「○○ △△ 3-17」 住民税特別徴収税額を通知する書面の氏名の右側余白に技術職員名簿の通番を記入すること (記入例は同上)
4 技術職員名簿[別紙二]に計上している者との恒常的雇用関係 (技術職員名簿の新規掲載者欄に「○」を付した技術職員又は許可替え後の経審査受審時)	<ul style="list-style-type: none"> 確認事項3の確認資料 該当する下記資料 ※申請事業所において健康保険に加入している場合 <ul style="list-style-type: none"> 事業所の名称が記載された健康保険被保険者証 被保険者証は、下記リンクを参照し、マスキングすること。 → リンク先 ※上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得確認通知書 	<ul style="list-style-type: none"> 各資料において、雇用関係の始期が、審査基準日から遡って6ヶ月を超える日付であること。 【例】審査基準日 9月30日 資格取得日 同年3月31日以前 (同年4月1日以降は不可)
5 技術職員名簿[別紙二]に記載している継続雇用制度の適用を受けている者との雇用関係、60歳を過ぎた技術職員との雇用関係	<ul style="list-style-type: none"> 役員一覧表（許可申請書の様式第1号別紙1） 継続雇用制度の適用を受けている職員であることを証明する書面（事務取扱い様式第3号） 継続雇用制度について定めた労働基準監督署長の印のある就業規則又は労働協約 個別の労働契約書等 	<ul style="list-style-type: none"> 役員を記載している場合は、役員一覧表を提出 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度の適用を受けている職員を記載している場合は、事務取扱い様式第3号を提出 役員でない者、継続雇用制度の適用を受けていない者及び60歳を過ぎて個別の労働契約書等を締結した者を記載している場合は、雇用期間を限定することなく常時雇用されていることを確認できる個別の労働契約書等を提出

【確認書類（2 / 3）】

確認事項	確認書類 (全て写しで可)	留意事項
6 技術職員名簿[別紙二]に記載されている職員の資格	<ul style="list-style-type: none"> 記載されている職員に係る検定若しくは試験の合格証その他の当該職員が有する資格を証明する書面等 	<ul style="list-style-type: none"> 前回申請において確認済みのものについては提出不要 実務経験による場合は、許可申請に準じて実務経験証明書(規則様式第9号)及び必要に応じて卒業証明書を提出 監理技術者資格者証により証明する場合は、検定若しくは試験の合格証、実務経験証明証等のその他の書面の提出は要しない 基幹技能者の資格を証明する書面は、審査基準日現在で有効な基幹技能者講習修了証(規則別記様式第30号)とする 建設技能者の職種に対する能力評価(レベル4又は3)を証明する場合は、審査基準日現在で能力評価を受けている書面等を提出
7 技術職員名簿[別紙二]の講習受講の欄を「1」とした職員の受講状況	<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者資格者証 監理技術者講習修了証(修了履歴が分かるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 監理技術者資格者証は、審査基準日現在で有効なものを提出 加点可能な期間は、講習修了の日の属する年の翌年から5年間 例：講習修了日 H30.2.28 の場合 H30.2.28 ~ R5.12.31 における審査基準日について、加点可能となります。 監理技術者資格者証裏面に講習修了ラベル貼付の場合は、裏面のコピーも提出
8 雇用保険加入[項番41]	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の控え 上記により申告した保険料の納入に係る領収済通知書又は口座振替結果の書面 	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書は、審査基準日が「概算・増加概算保険料算定内訳」の算定期間内に含まれるものを提出
9 健康保険[項番42]厚生年金保険加入[項番43]	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準日が属する月の領収証書等を提出
10 建設業退職金共済制度加入[項番44]	<ul style="list-style-type: none"> 建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営規模等評価申請用) 	
11 退職一時金制度又は企業年金制度導入に係る書類[項番45]	<ul style="list-style-type: none"> [退職一時金制度] 中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 労働基準監督署長の印のある就業規則 労働協定 [企業年金制度] 厚生年金基金への加入を証明する書面 適格退職年金契約書 確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 資産管理運用機関との間の契約書 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の書類のいずれかを提出 就業規則については、退職手当の決定計算及び支払の方法退職手当の支払の時期に関する定めがあるものを提出
12 法定外労働災害補償制度加入[項番46]	<ul style="list-style-type: none"> (公財)建設業福祉共済団の労働災害補償制度への加入を証明する書面 (一社)全国建設業労災互助会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 (一社)全国労働保険事務組合連合会又は中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定により設立の認可を受けた者であって、同法第9条の6の2第1項又は同法第9条の9第5項において準用する第9条の6の2第1項の規定による認可を受けた共済規程に基づき共済事業を行うものの労働災害補償制度への 	<ul style="list-style-type: none"> 次の①～③の要件を全て確認できる左記の書類のいずれかを提出 ① 業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ② 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあつては下請負人の全て)の直接の使用関係にある職員の全てを対象としていること ③ 少なくとも死亡及び労働災害補償保険の障害等級第1級から第7級までに係る身体障害の全てを対象としていること 準記名式の普通傷害保険については、上記②の要件を満たす被保険者数であること

		加入を証明する書面又は労働災害補償制度への加入を証明する書面又は労働災害総合保険若しくは準記名式の普通障害保険の保険証券の写し	
13	CPD単位取得数[項番49]及び技能レベル向上者数[項番50]	<ul style="list-style-type: none"> CPD単位を取得した技術者名簿(様式第4号) CPD認定団体によるCPD取得単位証明書(実績証明書) 技能者名簿(様式第5号)(※) 審査基準日において稼働している工事に係る作業員名簿(雇用されている技能者数を確認するための書面) <p>(※) 様式第5号には、建設工事に従事する者の氏名を列記すること。ただし、建設工事の施工の「管理」のみに従事する者(=監理技術者や主任技術者として管理にかかる業務のみに従事する者)は除く。</p> <p>記入の詳細については、最終ページをご覧ください。</p>	<p>[項番49(単位取得数)] 様式第4号における①+②欄を記入。審査基準日より以前1年間に取得したCPD単位が対象。</p> <p>単位の認定団体は、各人1団体までとする。</p> <p>[項番49(技術者数)] 技術職員名簿[別紙2]及び様式第4号技術者数の合計を記入。</p> <p>[項番50(向上者数)] 別記様式第5号「レベル向上の有無」欄に”○”が記載されている者の合計を記入。</p> <p>[項番50(技能者数)] 別記様式第5号記載の合計人数を記入。</p> <p>[項番50(控除対象者数)] 別記様式第5号「控除対象」欄に”○”が記載されている者の合計を記入。</p> <p>[作業員名簿記載事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者が作成建設業者又は下請負人となった建設工事に関する施工体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する次に掲げる事項が記載された部分 <ol style="list-style-type: none"> 氏名、生年月日及び年齢 職種 健康保険法又は国民健康保険法による医療保険、国民年金法又は厚生年金保険法による年金及び雇用保険法による雇用保険の加入等の状況
14	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況[項番51] 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況[項番52] 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況[項番53]	直近の「基準適合一般事業主認定通知書」、「基準適合事業主認定通知書」等の都道府県労働局長から交付され、認定事業者であることを証する書類	各認定通知日が、審査基準日以前であること。
15	<p>項番54(CCUS)については、審査基準日を令和5年8月14日とする申請において以降に加点対象となりえます。それ以前では、加点対象にはならず、申請書の記載は必ず「3(非該当)」となりますので、ご注意ください。</p>		
	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況[項番54]	(様式6)建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	<p>審査基準日(令和5年8月14日以降の審査基準日に限る。)以前1年のうちに発注者から直接請け負った①に掲げる審査対象工事において、②に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、かつ、別記様式第6号に掲げる建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書を提出している場合に、加点する。</p> <p>① 審査対象工事とは、建設業法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事、国、地方公共団体、特殊法人等と締結した防災協定に基づいて行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策(以下、「軽微な工事等」という。)以外の日本国内における全ての建設工事又は軽微な工事等以外の日本国内における全ての公共工事をいう。</p> <p>② 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、建設キャリアアップシステム((一財)建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する</p>

		<p>工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。)における現場契約情報の作成及び登録を実施しており、かつ、建設工事に従事する者が建設キャリアアップシステムへの直接入力によらない方法で建設キャリアアップシステム上に就業履歴を蓄積できる体制を整備することをいう。ただし、審査基準日以前1年のうちに、①に掲げる審査対象工事を1件も発注者から直接請け負っていない場合には、加点対象としないものとする。</p>
--	--	---

【確認書類 (3 / 3)】

確認事項	確認書類 (全て写しで可)	留意事項
16 民事再生法又は会社更生法の適用 [項番56]	・再生手続開始又は更生手続開始の決定日を証明する書面	・審査対象事業年度に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合又は再生(更正)時経審を受審する場合に提出
	・再生手続終結又は更生手続終結の決定日を証明する書面	・審査対象事業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合に提出
17 防災協定の締結[項番57]	・国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書	・所属する団体等が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合は、当該団体への加入を証明する書面及び防災活動に一定の役割を果たすことを証明する書面(当該団体の活動計画書や証明書等)を提出
18 監査の受審状況[項番60]	・有価証券報告書又は監査証明書	・会計監査人設置会社において、会計監査人が無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合に提出
	・会計参与報告書	・会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合に提出
	・経理処理の適正を確認した旨の書類(事務取扱い通知別記様式第2号)に自ら署名を付したもの	・建設業の経理事務の責任者のうち、社内常勤であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級登録経理試験に合格した者のいずれかに該当する者が署名したものを提出 ※1級登録経理試験合格者の場合は、項番61の要件を満たすこと。
19 公認会計士等の数 [項番61] 二級登録経理試験合格者の数 [項番62] に計上している者との雇用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・合格証又は資格を証明する書面 ・雇用関係を証明する書類(確認事項3の確認書類と同じ) ・(審査基準日が令和5年4月1日以降の場合に必要な者)1級または2級の登録経理講習を受講したことを証する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用関係を証明する書類の氏名の右側余白に「経理」と記入すること ・H28年度以前に1級又は2級の登録経理試験に合格した者であっても、審査基準日が令和5年3月までの間は、引き続き経審上評価対象となる。 ・審査基準日が令和5年4月1日以降の場合は、以下の者が加点対象となる <ul style="list-style-type: none"> (1) 1級又は2級登録経理試験に合格した者であって、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して、審査基準日において、5年を経過しない者 (2) 1級又は2級登録経理講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して、審査基準日において、5年を経過しない者
20 研究開発費[項番63]	・注記表(規則様式第17号の2)又は研究開発費の額が確認できる書面	・研究開発費の額が確認できる書面は、有価証券報告書のセグメント情報等とする
21 建設機械の所有及びリース台数[項番64] [建設機械の定義] ・ショベル系掘削機(ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの) ・ブルドーザー	・建設機械の保有状況一覧表	・建設機械の保有状況一覧表の記載順に、建設機械1台毎に売買契約書又はリース契約書と下記①～③の書類をまとめて提出
	・建設機械の売買契約書又はリース契約書	・契約書について、自己所有の場合は売買契約書とし、リースの場合は審査基準日から1年7月以上の契約期間を有するリース契約書とする
	・建設機械に係る特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証	①[特定自主検査記録表] (ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、 締固

<p>(自重が3トン以上のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクターショベル (バケット容量が0.4立方メートル以上のもの) ・モーターグレーダー (自重が5トン以上のもの) ・大型ダンプ車 (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上で事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定を受けているもの、営業用で主として建設業の用途に使用するものとして表示番号の指定をうけているもの) ・移動式クレーン (つり上げ荷重が3トン以上のもの) <p>※以下の(1)～(4)については、令和5年1月1日以降の申請から加点対象となる。</p> <p>(1) 締固め用機械 (安衛法施行令別表第7第4号に掲げる「ローラー」)</p> <p>(2) 解体用機械 (安衛法施行令第7第6号に掲げる「ブレーカ」及び同法施行規則第151条の175に定める「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機」)</p> <p>(3) 高所作業車 (労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが2m以上の高所作業車)</p> <p>(4) ダンプ車 (道路運送車両法第60条第1項の自動車検査証の車体の形状欄に「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」と記載のあるものであって、土砂等の運搬に供される貨物自動車該当する。</p>	<p>め用機械、解体用機械及び高所作業車の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械が特定できる内容(メーカー、型式、製造番号等)が記載されていること ・特定自主検査記録表は、検査年月日が当期事業年度開始日の直前1年以内のものを提出 <p>② [自動車検査証] (大型ダンプ、ダンプの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初度登録年月」が審査基準日以前であること ・「有効期間の満了する日」が審査基準日以降であること <p>【以下の波線部は大型ダンプに限る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考欄において、建設業を営営する事業として表示番号(例「新潟 建 1 2 3 4」)の指定を受けていることが確認できること、または営業用で主として建設業の用途に使用するものとして表示番号(例「新潟 営 4 5 6 7 (建)」)の指定を受けていることが確認できること <p>③ [移動式クレーン検査証] (移動式クレーンの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有効期間」内に審査基準日が含まれること <p>※機械の種類、所有、リースを合算して最大15台まで記載可能(加点対象)。</p> <p>(1) 締固め用機械 「ローラー」には、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当する。 ※コンパクトやランマー等の明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象では無いため、加点対象外。</p> <p>(2) 解体用機械 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して加点は受けられない。</p> <p>(4) ダンプ車 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象外。</p>	<p>め用機械、解体用機械及び高所作業車の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械が特定できる内容(メーカー、型式、製造番号等)が記載されていること ・特定自主検査記録表は、検査年月日が当期事業年度開始日の直前1年以内のものを提出 <p>② [自動車検査証] (大型ダンプ、ダンプの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初度登録年月」が審査基準日以前であること ・「有効期間の満了する日」が審査基準日以降であること <p>【以下の波線部は大型ダンプに限る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備考欄において、建設業を営営する事業として表示番号(例「新潟 建 1 2 3 4」)の指定を受けていることが確認できること、または営業用で主として建設業の用途に使用するものとして表示番号(例「新潟 営 4 5 6 7 (建)」)の指定を受けていることが確認できること <p>③ [移動式クレーン検査証] (移動式クレーンの場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有効期間」内に審査基準日が含まれること <p>※機械の種類、所有、リースを合算して最大15台まで記載可能(加点対象)。</p> <p>(1) 締固め用機械 「ローラー」には、「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」が該当する。 ※コンパクトやランマー等の明確に自走能力が無い建設機械は特定自主検査の対象では無いため、加点対象外。</p> <p>(2) 解体用機械 ベースマシンに解体用アタッチメントを装着させることで解体用機械として使用している等の事由により、複数の特定自主検査記録表等に同一のベースマシンが記載されている場合は、重複して加点は受けられない。</p> <p>(4) ダンプ車 自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする」等の記載があり、土砂等の運搬が制限されている車両は、加点対象外。</p>
<p>22 エコアクション21の認証[項番65]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認証・登録されていることを証明する書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、建設業法の規定に基づき届出を行った営業所全てが登録されていることを証明する書類を提出 ※(一財)持続性推進機構による「認証・登録証」に、「段階的認証」又は「サイト認証」と記載がある場合、認証範囲に建設業が含まれていない場合は、加点対象外。
<p>23 IS09001の登録状況[項番66]及びIS014001の登録状況[項番67]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・登録されていることを証明する書面 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準日において、建設業法の規定に基づき届出を行った営業所全てが登録されていることを証明する書類を提出

技術職員名簿

頁 項番 数 8 1 0 0 0 頁

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		北陸 花子	昭和61年10月1日	31	8 2 0 1 1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1	第〇〇号	30
2		国土 一郎	昭和57年10月2日	34	8 2 0 1 1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1	第〇〇号	25
3		建設 守	昭和23年...日	69	8 2 0 1 1 4 1	1 1					第〇〇号	12

(例1:北陸花子)
 (一社)全国土木施工管理技士連合会により44単位の取得を認定された場合、
 44(単位) ÷ 20(告示別表第18の右欄) × 30 = 66
 しかし、各技術者のCPD単位の上限は30のため、「30」を記入。

(例2:国土一郎)
 (一社)全国土木施工管理技士連合会により17単位の取得を認定された場合、
 17(単位) ÷ 20(告示別表第18の右欄) × 30 = 25.5
 しかし、計算されたCPD単位数に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨て、「25」を記入。

(例3:建設守)
 (公社)日本技術士会により20単位の取得を認定された場合、
 20(単位) ÷ 50(告示別表第18の右欄) × 30 = 12

(一社)全国土木施工管理技士連合会
 継続学習制度(CPDS)学習履歴修正明書

発行年月日 2021年5月31日

申請日	2021年5月25日
証明日と証明期間	2020年12月31日(2020年1月1日~2020年12月31日) (証明日より前1年間の学習履歴を証明します。)
会社名	北陸地方整備局
会社住所	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1
TEL/FAX	

申請のあった上記表中の会社に所属する要1の者の証明日より以前1年間のCPDS学習履歴を証明します。

告示別表第18

公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術教育センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技術士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人日本建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	0

取得ユニット数

CPDS加入者名(加入者番号)	資格名称	資格番号	社内研修のユニット数	(B)の推奨単位※		合計取得ユニット数	(C)の推奨単位※	
				社内研修を履いたユニット数	標準ユニット		優良ユニット	標準ユニット
北陸 花子 (00000084)	土木施工管理技士1級	c84648484	0 unit	44 unit	取得	44 unit	取得	取得
国土 一郎 (00000085)	土木施工管理技士1級	c85858585	0 unit	17 unit	-	17 unit	-	-

【その他留意事項】

- 取得単位が「0」の場合、空欄でも可。
- 審査基準日より前1年間に取得したCPD単位が対象。
- 単位の認定団体は、各人1団体まで。
- 認定団体からの証明書は、写しでも可。

合計	名	unit	unit	unit

※行政機関で指定がない場合には(C)または(C)の推奨単位の標準ユニットが基準となります。
 ※標準ユニット、優良ユニットは括弧内のユニット数以上取得している場合「取得」と表示されます。
 ※資格名称・番号については自己申告であり(一社)全国土木施工管理技士連合会では確認は行っていません。

(一社)全国土木施工管理技士連合会
 〒102-0076 千代田区五番町6-2 ホームネットライオンビル11F
 TEL: 03-3262-7421 FAX: 03-3262-7424